# ルズの改革と周年記念禱名簿

関

 $\square$ 

武

彦

(教育学部

歴史学研究室

聖ステファヌス(メッス司教座教会の保護聖人)の命令と守護の下に せないときには、 る。クリュニー修道院の設立から遡ること百五十年以上も昔である。 書と比較するとき、 メッス司教座教会に委託したのである。本文書をクリュニーの設立証 委ねらるべし《sit…subjectum》」と述べて、クロデガングはゴルズを に従って生活する。修道院長が死去し、適任の後継者がゴルズに見出 ズはメッス司教の保護の下にあり、修道士は『聖ベネディクトの戒律 デガングは出席した二十名以上の司教たちの了承をとりつけた。ゴル 七五七年五月に、コンピエーニュに召集された教会会議の席上、クロ 設したのは八世紀中葉である。これがゴルズ修道院の起源をなしてい の腹心、 メッス南方十五キロにあるゴルジアGorzia川源流に、ピピン短軀王 クリュニー修道士をその附属財産と共に修道院長ベルノンの権 メッス司教クロデガング(在位七四二−六○)が修道院を創 他院から修道院長を招請することもある。「当院は 両者の差は歴然としている。 アキテーヌ公ギヨー

た文言であり、 の安定のために」《pro stabilitate regni》は本書状で繰り返し用いら が王国の安定のために」神に祈りを捧げるように求めている。「王国 年に聖俗貴顕に宛てた書状の中で、改めてゴルズの特権を「王の寛仁 の廷臣を引き連れて時々メッスを訪問したといわれるが、彼は七七一 立したこのゴルズに埋葬されたのである。カール大帝はアルクインら て、これを祭壇上に安置している(七六五年)。そして彼は自身が設 グは死去する直前に、ローマから聖ゴルゴニウスの聖遺物を取り寄せ もっている。つまりゴルズは司教の私有修道院であった。クロデガン にたいしてつねに決定権を有し、その上に宿泊権と修道士の懲戒権を と規定したからである。メッス司教は修道院の経営、修道院長の指名 またいかなる地上の権力の軛にも服してはならない《nec…subiciantur》』 力と支配の下におき、「修道士は我々および我々の親族の権力にも、 大度のゆえに」《regia mansuetudo》承認し、修道士が「魂の救済と我 修道院は王国の安寧秩序を神に祈願する代願施設にな

ゴ

·つつあったといえよう。

《ipsaque altaria pluviis et nuditatibus aspernabantur》と。アドヴェンテ だために(寄進地を借戻す際に、それを上回る規模の修道院領が追加 クリュニーの設立者になっている。 踏み切った理由がここにある。ビヴァンはゴルズの窮乏化に手を貸し ィウスが修道士の生活を改善するためにメンサ(食卓費用)の分割に 祭具類は奪われ、 しか支給しなかったので、修道院の風紀は損なわれ信仰は衰微した。 ビヴァンなる人物に委ねられたが、彼は修道士に最小限の食糧と衣服 はゴルズの状況について語っている。ゴルズはロタール王によって伯 領は分断され四散した。司教アドヴェンティウス(在位八五八-七五) 貸与される"precaria remuneratoria"が通常の借地形態である)修道院 ンギアの有力貴族はゴルズとのあいだに多数のプレカリア契約を結ん の俗人修道院長である。九世紀半ばから十世紀初頭にかけて、 弟ビヴァン伯をゴルズ修道院長に任命した(八五五年)。ゴルズ最初 、は異民族の侵入にさらされた。 カロリング朝の衰退と共にゴルズの広大な所領は王侯の略奪にさら モーゼル川を遡ってメッスを脅かした。司教ウァラはモーゼル流 彼の孫娘インゲルベルガはのちにアキテーヌ公ギヨームに嫁ぎ、 ロタリンギア王ロタール二世 祭壇すらもむきだしのまま降雨にさらされている ノルマン人はトリエルを略奪したの 九世紀第四・四半期にロタリンギ (在位八五五ー六九)は、義兄 ロタリ

> 低地ロタリンギアをゴドフロワに、また高地ロタリンギアをアルデン をロタリンギア公に任命した。彼は九五九年にロタリンギアを二分し オットーは兄弟の一人、ケルン大司教ブルーノ(在位九五三ー六五) ンクのシャルル三世単純王の短い支配に服したのち、ザクセン家のハ ヌルフとその息子たち(ツヴェンティボルド、 ロタリンギアの相続争いは一段と激化した。当地は東フランク王アル しか策がなかったのである。十世紀初頭にロタリンギアはさらにマジ 四・一二)。他方カール三世肥満王はノルマン人の撤収を金銭で購う 王に反逆したために、統治の実を上げることができなかった。 一世も女婿コンラートをロタリンギア公に封じたが、両公はいずれも 女婿ジゼルベールをロタリンギア公に任命し、王位を継いだオットー インリヒ一世(在位九一九ー三六)の統治下に入った。ハインリヒは 王)の支配下に入ったが、ルートヴィヒの死後(九一一年)、西フラ ャール人の侵入を被っている。カール三世の死(八八八年)によって マン人と戦いこれを撃退したが、彼自身はここで戦死した(八八二・ 域のジールク近郊レミッヒRemich(メッス北々西三十五キロ)でノル ルートヴィヒ四世小児 かくて

スの改革司教アダルベロン(在位九二九-六二)であった。

後者はのちのいわゆるロレーヌを形成する。

カペの妹ベアトリクスであり、

フレデリックの兄弟の一人がメッ

フレデリックの妻はユー

ヌの貴族フレデリックに授封した。前者はのちにブラバン公領となり

典礼・

一章から第五章までは、その表題が示すように、

服装・

書のおよそ半分の頁を割いてゴルズの母子関係

あったことが論じられる。

リュニー改革とロレーヌ固有の改革の共存を主張したトメークは批判 の経路が明らかにされ、ここに分類された修道院数は百七十院を超え 分析にあてている。ゴルズに由来する十の改革グループと改革の伝播 された。ハリンガーは周年記念禱名簿と慣習規定書を利用しつつ、本された。ハリンガーは周年記念禱名簿と慣習規定書を利用しつつ、本 かくてクリュニー修道制の枠内でゴルズ修道制を論じたザクールやク るものだと彼は主張した。ハリンガーの結論はこうである。「ゴルズ へのゴルズの影響は、ガリアにおけるクリュニーの影響力に比肩しう 高期中世の修道院的生活形態と対立についての研究――』であった。 一次大戦直後に公刊した一千頁に近い大著『ゴルズ・クリュニー― やトメークのように両者を関連づけることがあってはならない」と。 .由来する。二つの修道院的生活形態は互いに独立しており、ザクー 独特の性格について言及している。だがゴルズの研究史上もっとも ルズの改革に関しては、すでにハウクやヴォルフがその司教主導 慣習などの点においてゴルズとクリュニーが緊張・対立関係に 折々の接触にもかかわらず二つの対立的な伝統路線 「修道制の二つの異なった特性が出会った (Gorzer Filiationen) ハリンガーが第 制度・ 帝国 の 修道院 独断がみられる。 ここにはゲルマン文化はラテン文化にまさると考える鼻持ちならな る祭儀修道院(Kultkloster)は文化に敵対し、 クトが創設した祈禱修道院 ュはハリンガーの主張をさらに一段と押し進め、 の初等教育施設の有無であった。マリア・ラーハの修道士ヒルピッシ ており、一種の精神狭搾症《Geistesverengerung》が見出される。 ザウの改革運動には「学問・学校活動を妨げようとした諸力」が働い よって卓越している」と。ゴルズはクリュニーにたいして「文化的・ 比して全体的に疑問の余地なく強い文化開放性(Kulturoffenheit)に 界への態度において、 するクリュニーを祭儀修道制(Kultmönchtum)と規定する。 を彼は文化修道制(Kulturmönchtum)と呼び、 問題と関連させて論及していることだ。 ところでは、 ンガーが文化環境の差異を問題にするとき、その識別標は児童のため ーは「文化敵対性」《Kulturfeindlichkeit》を示し、クリュニー・ヒル 位」《Kultureller Hochstand》にあるという。これにたいしてクリュニ ガーは述べている。 (Kulturkloster) 例外なく激しい感情的対立が惹き起こされた」とハリン ルクレールも述べているように、祈りに伴う一切の 彼の見解のユニークな点は、 ゴルズの帝国修道制は、 であるとする奇妙な論を展開するに至った。 (Gebetskloster) やクリュニーに代表され 帝国修道制を象徴するゴルズ 帝国修道院こそが文化 ブルゴーニュ的西方に ガリア修道制を代表 アニアヌのベネディ 修道制の特性を文化 「精神壯 ハリ

とクリュニーは、

ポレミックでその後に多産な成果を産み出したのは、

帝国の修道院改革にその独特の個性を刻んだのはゴルズであり、

術・文化活動の源泉であることがここでは忘れられている。活動である典礼(liturgy)こそは諸芸の総合であって、あらゆる芸

検討の機は熟したといってよい。検討の機は熟したといってよい。の様式の機は熟したといってよい。にも歯切れのよすぎる彼のテーゼにたいしてはそのご幾多の疑問まりにも歯切れのよすぎる彼のテーゼにたいしてはそのご幾多の疑問すルズをめぐる新しい研究も幾つか公表されており、ゴルズ改革の耳においえをめぐる新しい研究も幾つか公表されており、ゴルズ改革の疑問すいである。ハリンガーの著書は改革修道制の研究に刺激と活気を与えたが、あれりの機は熟したといってよい。

(1) ゴルズ修道院の通史をあつかったものに次の文献があり、今なお有益である。J.C.Lager, Die Abtei Gorze in Lothringen. Brünn 1887; F.Chaussier, L'Abbaye de Gorze. Metz 1894. ゴルズおよびゴルズ修道制については以下の研究を参照。E.Sackur, Die Cluniacenser in ihrer kirchlichen und allgemeingeschichtlichen Wirksamkeit bis zur Mitte des elften Jahrhunderts. Halle a. S. 1892-94, I, 121-80; A.Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands. II, Leipzig 1896, 342-86; E.Tomek, Studien zur Reform der deutschen Klöster im XI. Jahrhundert. Wien 1910, 140-57; C.Wolf, "Die Gorzer Reform in ihrem Verhältnis zu deutschen Klöstern", Elsass-lothringisches Jahrbuch, IX (1930) 95-111; K.Hall-

inger, Gorze-Kluny. Studien zu den monastischen Lebensformen und Gegensätzen im Hochmittelalter. Rom 1950-51 (Neuauflage; Graz 1971). ハリンガーの本書については次の書評を参照されたい。 Th.Schieffer, "Cluniazensische oder Gorzische Reformbewegung?", Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte 4(1952) 24-44; H.Büttner, "Verfassungsgeschichte und lothringische Klosterreform", in:J.Engel u. H.M.Klinkenberg(Hg.), Aus Mittelalter und Neuzeit. Gerhard Kallen zum 70. Geburtstag dargebracht. Bonn 1957, 17-27.

"Klosterreformen im 10. und 11. Jahrhundert und ihr Einfluss auf die Reichenau und St.Gallen", in: Aus Verfassungs-und Landesgeschichte. Festschrift zum 70. Geburtstag von Theodor Meyer dargebracht. II, Lindau-Constance 1955, 77-91; J.Choux, "Décadence et réforme monastique dans la province de Trèves 855-959". Revue Bénédictine 70(1960) 204-23; K.U.Jaeschke, "Zur Eigenständigkeit einer Junggorzer Reformbewegung", Zeitschrift für Kirchengeschichte 71(1970) 17-43; E.Boshof, "Kloster und Bischof in Lotharingien", in: R.Kottje u. H.Maurer(Hg.), Monastische Reformen im 9. und 10. Jahrhundert (Vorträge und Forschungen Bd. 38) Sigmaringen 1989, 197-245; M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), L'Abbaye de Gorze au X'siècle. Nancy 1993; A.Wagner, Gorze au Xf siècle. Contribution à l'histoire du monachisme bénédictin dans l'Empire. Brepols 1966; J.Nightingale, Monasteries and Patrons in the Gorze Reform: Lotharingia c. 850-1000. Oxford 2001. 渡部沿

雄「修道院改革史上のゴルツェ――ハリンガーの研究をめぐって――」

『西洋史研究』第十·十一合併号 (一九六八年) 九七——一九頁。

- (ロ) A.d'Herbomez(éd.), Cartulaire de L'Abbaye de Gorze. Paris 1898. (以下CAGと略記) n°4(18 mai 757) 9-13.
- $(\infty)$  'et sit ipsum monasterium subjectum sub mandeburde et defensione Sancti Stephani': ibid., 11.
- (4) 関口武彦「クリュニーの設立をめぐる諸問題」『山形大学紀要・社会科学』
- 第二十八卷第二号(一九九八年)二五頁。

5

F.Chaussier, op.cit., 24

- (Φ) 'atque pro salute anime ac stabilitate regni nostri': CAG, n° 17(a° 772-74) 40.
- (~) CAG, n° 67 (a° 875), n° 70 et 71 (ann. 876-82), n° 85 (a° 898) n° 86 (a° 903) ··· etc
- $(\infty)$  CAG, n° 60(a° 863) 108
- ( $\infty$ ) F.Chaussier, op. cit., 33-39
- (\(\sigma\)) *Ibid.*, 41-58; J.C.Lager, *op.cit.*, 46-56
- (11) K.Hallinger, Gorze-Kluny..., 11.
- (12) *Ibid.*, 422.
- (3) *Ibid.*, 38-39
- (4) *Ibid.*, 456.
- (15) S.Hilpisch, "Das benediktinisch-monastische Ideal im Wandel der Zeiten", Studien und Mitteilungen zur Geschichte des Benediktinerordens und seiner Zweige,

68(1958) 73-85.

(16) J.Leclercq, "Cluny, fut-il ennemie de la culture?", Revue Mabillon, 47(1957) 172-82; id., The love of learning and the desire for God. New York 1974(1961) 287-308. 十一世紀のゴルズの図書室に収蔵されていた書物の目録についてはモランの研究があるが(D.G.Morin, "Le Catalogue de Manuscrits de l'abbaye de Gorze au XI'siècle", Revue Bénédictine 22(1903) 1-14)図書目録を詳細に分析したA・ワグネルは、所蔵図書は古くしかも内容は平凡であり、量的にも リンガーに反論した。cf. A.Wagner, "La vie culturelle à Gorze au X'siècle d'après la Vita Johannis Gorziensis et le catalogue de la bibliothèque", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), op.cii., 213-30; id., Gorze au X'siècle…, 101-90.

### 一 ゴルズの改革

これはロタリンギアの南半分しか含まないのが通例なので、我々はロゥールの諸都市が含まれる。ロレーヌ(ロートリンゲン)と言うとき、れ、旧アウストラシア王国の領域がほぼこれに相当するといってよい。と呼ばれている。フリースランドからヴォージュに達する一帯が含まと呼ばれている。フリースランドからヴォージュに達する一帯が含ま

ア改革の一環として位置づける必要があるといえよう。 枢軸の内部でとくに盛んであった。我々はゴルズの改革をロタリンギ ベギーヌ派の運動、 たことを指摘している。ギヨーム・ド・ヴォルピアーノの改革運動 に至るまでこの内部において人的、 川流域を含む) アに達する一帯 ランドルからロレーヌ、ブルゴーニュ、プロヴァンス、ロンバルディ タリンギアの主要なメンバーだったのである。さらにM・パリスはフ おいてはロタリンギア内の人的・物的交流は非常に活発であり、 タリンギア(ロタランジー)の名称を用いなくてはならない。中世に ・ジュの聖職者もこの内部を自由に移動した。 をロタリンギア枢軸 (l'axe lotharingien) と呼び、 (ローヌ、ソーヌ、ライン、モーゼル、 イエズス会の教会建設などは、 物的、思想的交流が活発に展開し リエージュ人もまたロ このロタリンギア ムーズの諸河 近世 リエ

指導を委ねたケースとは性格を異にする。しかもブローニュの小領主ル)の領主ジェラールは、一族が所有する教会に修道院と修道生活のル)の領主ジェラールは、一族が所有する教会に修道院建設用地を寄ル)の領主ジェラールは、一族が所有する教会に修道院建設用地を寄ル)の領主ジェラールは、一族が所有する教会に修道院建設用地を寄んりの領主ジェラールは、一族が所有する教会に修道院建設用地を寄れたの場合には私有教会領主が同時に修道院長を兼ねており、クリュニーのように創設者がベルノンというすぐれた修道院長に修道院建設用地を寄れての場合には私有教会領主が同時に修道院長を兼ねており、クリュニーのように創設者がベルノンというする。

影響力は殆ど失われたのである。とアキテーヌ公とでは、同じ貴族とはいっても実力と格が全くちがう。とアキテーヌ公とでは、同じ貴族とはいっても実力と格が全くちがう。とアキテーヌ公とでは、同じ貴族とはいっても実力と格が全くちがう。とアキテーヌ公とでは、同じ貴族とはいっても実力と格が全くちがう。

あ り<sub>⑥</sub> 年である。Einoldus(トゥールの大助祭)、Johannes、 の改革を委ねた七名の改革者グループがゴルズに入居したのは九三四 代人の筆になる伝記といってよい。 てヨハネスの死(九七四・三・七) のは、二代目の改革修道院長ジャン・ド・ヴァンディエールの伝記 ン・ド・メッスの司祭)、 マルタン・ド・メッスの聖職者)、Randincus (サン・サンフォリア ン・タルヌール 『ヨハネス伝』(Vita Iohannis Abbatis Gorziensis)である。 (エイノルドゥスの侍者)、 ゴルズの改革に参加した改革者集団についての情報を提供している トゥール、 (Saint-Arnoul)修道院長ジャン(九八四年没)によっ メッスの聖職者が大半を占めている。これを二年後 Bernacer(メッス教会の助祭)、Teuthincus Teutherus(ランディンクスの甥) メッス司教アダルベロンがゴルズ の直後に執筆された、まさに同時 Salecho(サン・ メッスのサ

バーシュタット)

でもあった。 ®

カペラーヌスが三名おり、

所属教区の司教に昇任するケースは稀であり、 した者は合計十六名をかぞえる。このうち修道士出身の一名を除いた に至る百二十三年間に、メッス、トゥール、ヴェルダンの司教に就任 は在俗教会についても同様である。たとえば九八四年から一一○七年 は緊密な人的・思想的交流が存在したといってよい。ちなみにこの点 士であった。改革者集団のメンバーの出身地や転任先からも明らかな 長になった Hubertusなどである。他の十名は以前からのゴルズの修道 ベール(リエージュ教区)修道院長になったFredericus、ヴェルダンの の資料としての正確さを裏づけるものだ。さらに副署人の中に一連の ルタン修道院長に就任してゴルズを立去った。これは『ヨハネス伝』 上記七名のうち一人を除く全員が顔を揃えている。サレコはサン・マ に作成された寄進証書の副署人の名前と照合するとき、 ヴェルダンの隠修士でのちにサン・テーヴル(トゥール) 院 ロタリンギアの司教座聖堂参事会員の出身であった。 副署人は司教アダルベロン以下二十名をかぞえるが うち二人は参事会員 司教アダルベロンの叔父でのちにサン・ユ ヴェルダン、リエージュ教区のあいだに 注目すべきは、 (リエージュ教区) 口 司教座聖堂参事会員が (トゥールおよびハル タリンギアの他教区 修道院長に就任し 我々は興味深 国王 ダ 知り合った。そして修道生活を志す数人の仲間と一緒にメッス司 見聞を広めるためにイタリアに旅行し、 とって修行していたゲイサに出会うことによって修道生活に目覚めた。 三年没)の知遇をうけた。聖職者になろうと決意した彼はトゥー した。この間にヴェルダン伯リクインやヴェルダン司教ダドン(九二 Ŕ 我々の想像をこえて活発に機能していた事実を忘れてはならない 補がいるのかはたちどころにロタリンギア全域に知れ渡ったのであり の司教に就任するケースが多かったことだ。どこの参事会に適任 ーノを訪れた。帰国後ヨハネスはトゥールの大助祭エイノルドゥスと ー・ノナン (Saint-Pierre-aux-Nonnains) メッス、ヴェルダンで修行を積んだが、メッスのサン・ピエール・オ 区)で文法を学んだが、父の死によって家に戻り、 ッス教会、サン・ミーエル (Saint-Mihiel) 修道院学校 (ヴェルダン教 (モーゼル川左岸) に富裕な非自由人を両親として九〇五年頃出 ッス、トゥール両教区の境界地帯にあるヴァンディエール Vandières村 メッス、トゥール、ヴェルダン、リエージュ各教区間の情報連絡網は た。家庭が裕福であったためにヨハネスは就学の機会に恵まれた。 、ルベロンと交渉し、 エイノルドゥスを継いでゴルズ修道院長に就任したヨハネスの生涯 ロタリンギアの社会的流動性の高さを示している。 彼の提案をいれてゴルズへの移住を決意したの ガルガノ山やモンテ・カッシ の修道女でつねに苦行衣をま 家領の経営に専念

ように、

メッス、

トゥール、

参事会員出身でのちにスタヴロ

改革者の名前が登場する。

ヨハネスはメ

事実を見出す。

ズを支配したのである。 院領の管理を担当した。 ヨハネスは修道院長に選ばれ、九七六年三月七日に死去するまでゴル に使節として派遣している (九五三ー五六年)。エイノルドゥスの死後、 である 世は、 (九三四年)。修道院長エイノルドゥスの下でヨハネスは修道 彼をコルドバのカリフ、アブド・エル・ラーマン三世のもと 彼の評判はやがて宮廷にまで達し、 オットー

ヴル(Saint-Evre de Toul)において修道院改革が始まった年でもある。 律は殆ど知られていなかったのであり、 は前年にフルリー・スュル・ロワールに行き、聖ベネディクトの戒律 改革のイニシアチブをとったのは司教ゴズランGauzelinであった。彼 のを提供したのはフランスのフルリーであった。翌年にはサン・テー 会員を追放している。トゥール教区にはこれまで聖ベネディクトの戒 士アルシャンボーをサン・テーヴル修道院長に任命し、 と同院の慣習を修得した。ゴズランは、フルリーから呼び寄せた修道 0 拠点修道院になった。サン・テーヴルは、 修道士の一部はモンティエ・ラン・デル ルズに改革が導入された九三四年は、またトゥールのサン・テー 治的保証をとりつけている。 に派遣されて当院の改革が始まり、 ゴズランに彼が求めていたも ゴルズ同様にオットー一 (シャロン・スュル・マ サン・テーヴルは改革 同院から参事

ヴ

口 タリンギア公ジゼルベール(九三九年没)に支持されて、 トリエ 世

ンジェは十世紀半ばにサン・ヴァンヌ参事会教会を修道院に変更し、 ではないし、 ンクト・マキシミンの改革のうちでゴルズの改革だけが先行したわけ としてのちに大きな影響力を及ぼした。ゴルズ、 格をもちえなかったが、他の三つの修道院はそれぞれが改革センター 拠点修道院から始まったといってよい。 ロタリンギアの修道院改革は、ブローニュの改革を先駆として三つの であって、ハリンガーが主張するようにゴルズ改革の副産物ではない キシミンの改革運動はサン・テーヴル同様にゴルズから独立した運動 ト・エメラム(レーゲンスブルク)が改革されている。ザンクト・マ ハ に改革が導入され、さらにグラートバッハ(ケルン)、エヒテルナッ ンクト・パンタレオン (ケルン)、ヴァイセンブルク (シュパイエル 改革は引続き拡大の一途をたどった。ベルゲン(マグデブルク)、ザ 世によってリエージュ司教に任命されたが、ザンクト・マキシミンの 新した。九三七年には早くも同院の修道士の一部はマグデブルクのザ じく九三四年である。 ルのザンクト・マキシミン(Sankt Maximin)で改革が始まったのは でもない。 ンクト・モーリッツ修道院に赴いている。 (トリエル)、ターゲルンゼー (レーゲンスブルク)、そしてザンク 改革に遅れをとったヴェルダン教区においても、 他の二院はゴルズにたいして従属的地位に留まったわけ 副院長オゴは同院長に任命されて修道生活を刷 ジェラールの改革は永続的性 オゴンはのちにオットーー サン・テーヴル、ザ 司教ベラ 司

院長としてサン・タルヌール修道士を指導している。

司教ゴズランの三番目の後継者ベルトルド

〇一九)

ーティエ両院にもゴルズの改革が導入され、十、十一世紀には三名の 長として招請した。さらにアダルベロン二世の後任ティエリ二世 とに気付き、サン・ベニーニュ修道院長ギヨーム・ド・ヴォルピアー 察した折に、サン・タルヌールにおいて改革の熱意が薄らいでいるこ 司教アダルベロン二世(在位九八四ー一〇〇五)は教区の修道院を巡 勢力の手を借りる必要があることをさとったのである。すでにメッス になると、ロタリンギアに外部の改革運動の波が押し寄せてくる。司 ゴルズ修道士がマルムーティエ院長に就任している。だが十世紀も末 ズ改革の影響を被った。ストラスブール教区のノイヴィラー、マルム ルタン)、市域外にあるサン・タヴォルド、グランディエールはゴル ン・ヴァンサン、サン・クレマン、サン・サンフォリアン、サン・マ ッス教区においてであった。メッスの修道院(サン・タルヌール、サ サン・テーヴル修道士フンベルトゥスを修道院長に迎えた。サン・ヴ ノに改革を委ねた(九九六ー九七年)。ギヨームは短期間ながら修道 ンヌが改革史上重要な位置を占めるようになるのは十一世紀である。 ゴルズ改革の影響がもっとも強く感じられたのは言うまでもなくメ が改革運動の拠点修道院サン・テーヴルにギヨームを院 ロタリンギア以外の改革 ほぼ同時期にト (在位九九六 (在 たリシャールは、 弟子の中で傑出していたのはポポン(一〇四八年没)である。ランス 著名な修道院が含まれた。フランドルの修道院改革には、フランドル 二十院がサン・ヴァンヌによって改革されたが、この中にはサン・ヴ 没後ヴェルダン司教によって呼び戻されたリシャールは、やがてサ ロンの下でクリュニー修道士になった (一〇〇四年)。フィンゲンの ヴェルダンで修道士になることを断念してクリュニーに行き、オディ ヌは貧しく律修生活を実行できるような情況下にはなかった。 の修道院長フィンゲンは経営管理の能力を欠いており、サン・ヴァン ろうとして一旦はサン・ヴァンヌに入った。しかしアイルランド出身 たリシャールは、友人のヴェルダン伯フレデリックと共に修道士にな サン・ヴァンヌ(Saint-Vanne)が改革された。ランスの参事会員だっ 入ったのである。他方ヴェルダン教区では、 ブルゴーニュの改革勢力がついにロタリンギアの改革の中心ゴルズに アースト、 のサン・ティエリ修道士であったポポンの才能を早くから見抜いてい 伯の強力な後ろ楯があったことは言うまでもなかろう。リシャールの ァースト・ダラス、サン・タマン、サン・ベルタン、ロッブのごとき ン・ヴァンヌ修道院長に任命されて改革が始まったのである。およそ 位一〇〇六ー四七)は、ゴルズをギヨームに委ねた(一〇一二ー三一)。 ボーリュー・オ・アルゴンの支院長に任命した。ハインリ 彼をサン・ヴァンヌに連れて行き、 かのリシャールによって ついでサン・ヴ 両人は

教たちは改革の熱意を呼び覚ますためには、

口 院長に任命し ヨーム・ド 長エティエンヌ(在位一〇六二ー八九)はここにクリュニーの慣習を ポン配下のザンクト・マキシミンから修道士を招いている。 ヒ二世はのちに彼をスタヴロ・マルメディ タリンギア改革の中心になって活躍した三人の修道院長のうち、 ダン近郊にサン・テリ(Saint-Airy) 修道院を設立した。 キシミン修道院長を兼任させた。一〇三七年にヴェルダン司教ラン (在位一〇二五ー三七) は、コンラート二世の同意を得てヴェ クリュニー改革を教区にひろめたのである。 ヴォルピアーノとリシャール・ド・サン・ヴァンヌはそ (一〇二〇年)、 直後にトリエルの拠点修道院ザンクト・ (Stavelot-Malmédy) 十一世紀前半に 同司教はポ 第三代院 修道 ギ

らの名前はクリュニー系修道院の周年記念禱名簿で記念されている。 ハリンガーは彼らの改革下にあった修道院グループを「ロレーヌ混合めた。しかし、これはゴルズの直等権をあまりにも誇張した見方と言わねばなるまい。ゴルズの周年記念禱名簿にサン・ヴァンヌ修道士がわねばなるまい。ゴルズの周年記念禱名簿にサン・ヴァンヌ修道士が記載されることは稀であったし、またサン・ヴァンヌの周年記念禱名簿にはポポンの名は記載されても、ゴルズの修道士名は殆ど記載されなかったのである。

れぞれマイウール、

オディロンの下でクリュニー修道士になった。

彼

存在であった。

ゴルズによって改革された修道院が、ゴルズからなんらかの服従を

での倫理的改革に終始したのであり、 題をめぐって司教権と争った形跡はない。 その上ゴルズ修道士は司教権にたいしてはつねに従順であり、 修道会のごときものを我々が想定するならば、 ら進められたのであり、 強要された証跡はない。 高い評価を得ていたのである。ゴルズは修道院長の苗床として重要な 教権への服従の点で、 ゴルズ修道士は十一世紀を通じて帝国司教から ゴルズの改革は各修道院の自治を尊重しなが ゴルズを本院とする強固な母子体制に基づく 戒律の厳守、 改革は帝国教会体制の枠内 それは間違いであろう。 モラルの高さ、 免属問 司

でのちにアモルバッハの修道士になったテオドリクスによって作成さ 紀になると慣習もまた次第に書き留められるようになり、 を通して体得すべきものであり、 響に着目している。 フルリー 通じて慣習は他院にも容易に伝達されまた学習されるようになった。 ことを考えた。 ベネディクトは、 クトの戒律』であるが、 的な慣習をつくりだすことは、 ゴ ルズの慣習に関する最近の研究は、 の古慣習規定書は、 しかし長年維持されてきた各院固有の慣習を廃して統 統一的な戒律と慣習を帝国のすべての修道院に課す 修道院の戒律Regulaは成文化された『聖ベネディ 慣習consuetudinesは修道士が修道生活の実践 + 一世紀初頭にかつてのフルリー修道士 元来は不文法であった。 所詮は不可能な試みであった。 当院にたいするフル この記録を アニアヌの リー 十世 の影 ゴルズの改革と周年記念禱名簿 ――関口

施日、 ことを明らかにしたのはL・ドナ、A・ダヴリル両神父の研究である。® 幾つかの箇所がフルリーの慣習規定書の内容と表現法に酷似している のみならずゴルズの慣習にも大きな影響を及ぼしたといってよい。 って起草した『レグラーリス・コンコルディア』(Regularis Concordia) フルリーの慣習はウィンチェスター司教エセルウォルドらが中心にな ク・グループの慣習系列は、クリュニーやサン・ベニーニュのクリュニ ンクト・ガレン、アインジーデルンに伝えられたこと、このフラン てゴルズ、ザンクト・マキシミン、ザンクト・エメラム、フルダ、ザ 比較検討することにより、フルリーの慣習はサン・テーヴルを経由し おける詩篇頌読法、 両人は院長補佐の役職(praepositus, decanus) ・グループの慣習系列とは対照的な性格をもつことを明らかにした。 ヒルデスハイム司教に献呈されたものである。『ヨハネス伝』の 靴の洗濯日、 夜課後の仮眠の有無、三部祈禱(trina oratio)に ミサの表示法、 処罰としての鞭打ちの有無などを の上下関係、 瀉血の実

主導権をとったのは十世紀には大司教ブルーノ、十一世紀にはアンノッサウ)にゴルズの進出がみとめられる。ケルン大司教区では改革のを中心に、その北方(ケルン、ハルバーシュタット)および南方(パか。マイン川流域の教区(マインツ、ヴュルツブルク、バンベルク)ライン東方地域におけるゴルズ改革の影響についてはどうであろう

たが、その反皇帝的態度のゆえに廃位され、 及ぼした。マインツ大司教ジークフリートはコンポステッラ巡礼の帰 トゥアリアから呼んだ。いずれの場合にも採用されたのはフルットゥ 修道士エルフォ(一〇七六年没)を院長として招き、修道士をフルッ ト・マキシミン修道士の改革が失敗におわったのち、アンノはゴルズ ンノ二世は一〇七〇年頃ジークブルクSiegburgを設立した。ザンク が、採用された慣習はフルットゥアリアFruttuariaのそれであった。ア た。十一世紀にはゴルズ修道士フンベルトゥスが院長として招かれた パンタレオンを設立し、ここにザンクト・マキシミンの慣習を導入し 二世(一〇七五年没)であった。ブルーノはケルン近郊にザンクト・ インリヒ(在位九九五1一〇一八) い。ヴュルツブルク司教区において改革の主導権をとったのは司教 頭に設立)を改革してゴルズ修道士ゴットシャルクを院長として招 を移住させた。さらにマインツ近郊のザンクト・アルバン(九世紀初 フルト)を参事会聖堂から修道院に変更し、ジークブルクから修道士 任権闘争期には反皇帝派に所属した。彼はザンクト・ペーター 途クリュニーに立寄り、ここで修道士になろうとした人物である。 道院になり、マインツ、シュパイエル、ミンデン教区の改革に影響を アリアの慣習である。ジークブルクは十一世紀末葉には改革の拠点修 -九○)であった。とくにアダルベロの功績は大きい。 およびアダルベロ(在位一 改革の実は上がっていな 彼は母方を诵 〇 四 叙 Ŧī.

修道院を通じてゴルズの事情に精通していた。アルトマンは司教の私 ヴュルツブルク司教アダルベロがパッサウに所有していたラムバッハ 七世によってドイツの教皇特使に任命された人物である。 にとどまり、 てシモニアのかどで廃位されたが、 ズからエッケベルト以下七名の修道士を呼んで、 位一〇六五ー九一)は叙任権闘争期には教皇派であり、 の生涯をおえた。ゴルズ修道士によるバンベルク教区の改革は短期間 バンベルクを逃れてシュヴァルツァハに行き、 は修道士を引上げざるを得なくなった。廃位されたヘルマンはのちに 外部の改革勢力の導入を考えた。 ンベルク教区において修道院改革の主導権をとったのは司教ヘルマン ッサウ、 であろう (一〇四七年)。のちに当院は改革の拠点修道院として、 クトの時代にまで遡るシュヴァルツァハSchwarzachを改革させたこと 向には強い関心をよせていた。 じてアルデンヌの貴族とは親戚関係にあり、 、在位一○六五ー七五)である。彼はのちにグレゴリウス七世によっ だが教区聖職者の敵愾心から改革は失敗におわり、 ヤーコプ両院の改革をシュヴァルツァハ院長エッケベルトに委ね ザルツブルク、メルゼブルクの各教区に支院を獲得した。バ 結局失敗におわっている。 彼の業績として注目されるのは、 同教区のミヒェルスベルク、ザンク 司教座聖堂参事会員に対抗すべく パッサウ司教アルトマン(在 ロタリンギアの改革の動 同院の修道士としてそ アニアヌのベネディ エッケベルト グレゴリウス 彼は友人の ゴル

> であろう。 がを結んでいる。おそらく親グレゴリアン感情が両者を結び付けたの改革の拠点修道院になった。ティエリはヒルザウ修道院と祈禱兄弟盟に委ねた。クレムスミュンスターはほどなく近隣の修道院にたいする

ŋ を委ねられている(一〇七〇年頃)。叔父の死後、ハルバーシュタッ おえた。当院はテューリンゲン伯ルートヴィヒが設立した修道院であ ツブルンReinhardsbrunn(マインツ教区)に難を避け、ここで生涯 ク大司教のもとに一時身を寄せたが、のちに彼が改革したラインハル 政策に反対したために司教座を追われ マインツ教区内の幾つかの修道院を改革した。彼はハインリヒ四世の ト司教に選出された。ヘラントはハルバーシュタット、 ユタットの神学校々長になり、ついでイルゼンブルクIlsenburg修道院 はゴルズで修道士になったが、 あたり、 ス司教ティエリ一世の時代にまで遡る。 院改革の主役であった。ハルバーシュタットとメッスの関係は、 ー八八) と甥のヘラントHerrand (在位一○八九ー一一○二) ハルバーシュタット教区では、 (一〇八五年頃)、彼はヘラントの協力を得てヒルザウから修道士 ハルバーシュタットの司教座教会で教育をうけた。ヘラント のちに叔父に呼び戻されてハルバーシ 司教ブルハルト二世 (一一○○年頃)、マグデブル 彼はオットー一世の従兄弟に (在位一〇 ブレーメン、 が修道 メッ 五七

のではなかったのである。これは必ずしもゴルズの慣習の採用とその影響力の増大を意味するも身の司教が主導権をとって修道院を改革した例として注目されるが、を招いている。導入されたのはクリュニーの慣習であった。ゴルズ出

場について旗幟を鮮明にしなかった。メッス司教ヘルマンのグレゴリ が強かったといえよう。叙任権闘争期にゴルズ修道院長アンリ(在位 このなかにはエッケベルト、ティエリ、ヘラントのごとき個性豊かな ずれの場合にも司教の人脈によってゴルズから修道士が招かれている。 教のなかには、 イエリとも友好的であった。 ちろんヘルマンの友人として留まったが、 アン的立場と比較するとき、両者の態度は対照的である。 たのはつねに教区司教であり、 あった。さらに重要なのは、修道院改革において決定的な役割を果し ポポン・ド・スタヴロ)に比較するとき、彼らは概して地味な存在で 人物が姿をみせるが、十一世紀前半にロタリンギアで活躍した改革者 (ギヨーム・ド・ヴォルピアーノ、リシャール・ド・サン・ヴァンヌ、 〇五五一九三)がとった態度は融和的であり、 以上要するに、ゴルズの改革が一定の意味をもったのはヴュルツブ パッサウ、そしてハルバーシュタット教区に限られており、い 叙任権闘争期に教皇を支持したグレゴリアンが少なく だがゴルズ修道士を教区に呼び寄せた司 帝国では司教による修道院改革の性格 皇帝派のヴェルダン司教テ 彼自身その政治的立 アンリはも

> 策を想起させるが、 修道士はティエリと衝突して、その一部はクリュニーに避難している。 ダン司教ティエリのごとき皇帝派もいたからである。サン・ヴァンヌ もいれば、トゥール司教ピボン(在位一〇七〇一一一〇七)、ヴェル 的立場はまちまちである。メッス司教ヘルマンのごときグレゴリアン(®) ーマに同伴したが、叙任権闘争期におけるロタリンギアの司教の政治 ド・トゥール、フレデリック・ド・ロレーヌ、フンベルトゥス) ると数人のロタリンギアの改革者(フゴ・カンディドゥス、ウド める上に必要な人材を供給する苗床であった。 ルバーシュタット司教ブルハルトおよびヘラントがそれである。志操 ١ ٢ るといってよい。 いて彼らの改革運動を支援した。バンベルク司教ヘルマンがとった政 ティエリは司教権に従順な修道士をゴルズやサン・タルヌールから招 堅固で司教権に忠実なゴルズ修道士は、 なかったこともまた事実である。たとえばマインツ大司教ジークフリ (のちの教皇レオ九世)は、ハインリヒ三世によって教皇に指名され ヴュルツブルク司教アダルベロ、パッサウ司教アルトマン、ハ これはゴルズ修道士の政治的立場を暗に示して 司教が教区の修道院改革を進 トゥール司教ブルーノ を口

R.Kottje u. H.Maurer(Hg.), Monastische Reformen im 9. und 10. Jahrhunders

(Vorträge und Forschungen Bd. 38) Sigmaringen 1989, 167-196

- (2) *Ibid.*, 169, 196.
- (\$\iffty\$) J.Wollasch, "Gerard von Brogne im Reformmönchtum seiner Zeit", Revue Bénédictine 70(1960) 224-31; J.Semmler, "Das Erbe der karolingischen Klosterreform im 10. Jahrhundert", in: R.Kottje u. H.Maurer(Hg.), op.cit., 29-77, vornehmlich 64-77.
- (4) たとえばエノーのサン・ギスラン (Saint-Ghislain) 参事会にブローニュの修道士を移住させたのはロタリンギア公ジゼルベールである。cf. A. d'Haenens, "Gérard de Brogne à l'Abbaye de Saint-Ghislain(931-941)", Revue Bénédictine 70(1960) 101-118; J.Leclercq, "Mérites d'un Réformateur et limites d'une Réforme", ibid., 232-40.
- (15) Vita Iohannis Abbatis Gorziensis (ed. G.H.Pertz), in: MGH, Scriptores IV, 335-77.
  cf. P.Ch.Jakobsen, "Die Vita des Johannes von Gorze und ihr literarisches Umfeld:
  Studien zur Gorzer und Metzer Hagiographie des 10. Jahrhunderts", dans:
- (σ) Vita Iohannis Abbatis…, 43(p.349)

M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), L'abbaye de Gorze..., 25-50

- (7) CAG, n° 93(a° 936) 174
- (∞) M.Parisse, "L'évêque impérial dans son diocèse. L'exemple lorrain aux X° et M'siècles", in: L.Fenske, L.Rösner u. Th.Zotz(Hg.), Institutionen, Kultur und Gesellschaft im Mittelalter. Festschrift für Josef Fleckenstein zu seinem 65.

- Geburtstag, Sigmaringen 1984, 179-93; id., "L'évêque d'Empire au X siècle. L'exemple lorrain", Cahiers de civilisation médiévale 27(1984) 95-105.
- (の) O.G.Oexle, "Individuen und Gruppen in der lothringischen Gesellschaft des 10. Jahrhunderts", dans: M.Parisse et O.G.Oexle (éd.), L'abbaye de Gorze…, 105-38. ジャン・ド・ゴルズにつぶとはおらに次の研究を参照。J.Leclercq, "Jean de Gorze et la vie religieuse au X° siècle", dans: Saint Chrodegang. Communications présentées au Colloque tenu à Metz à l'occasion du 제 centenaire de sa mort, Metz 1967, 133-52; G.Barone, "Jean de Gorze, moine bénédictin", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), op.cit., 141-58; M.Parisse, "L'abbaye de Gorze dans le contexte politique et religieux lorrain à l'époque de Jean de Vandières (900-974)", dans: ibid., 51-89.
- (<u>1</u>) *Ibid.*, 78.
- (\(\mathrix\)) M.Parisse, "Introduction", dans: *ibid.*, 15-16; A.Wagner, *Gorze auXf siècle…*, 31-32.
- (12) *Ibid.*, 31
- (3) *Ibid.*, 30-31.
- (至) M.Margue, "Aspects politiques de la 《réforme》 monastique en Lotharingie. Le cas des abbayes de Saint-Maximin de Trèves, de Stavelot-Malmédy et d'Echternach (934-73)", Revue Bénédictine 98(1988) 31-61, spécialement 52-59.
- (15) A.Wagner, op. cit., 30-31.

- (16) *Ibid.*, 31-32.
- (7) *Ibid.*, 203-17.
- Gorze-Kluny…, 62) と評されたギョーム・ド・ヴォルピアーノについては以下の研究を参照。A.Wagner, op.cir., 53-57; E.Sackur, Die Cluniacenser…, 257-69; W.Williams, "William of Dijon, a monastic reformer of the early XIth century", The Downside Review 52(1934) 520-44; L.Grodecki, "Guillaume de Volpiano et l'expansion clunisienne", Bulletin trimestriel du Centre international d'études romanes 2 (1961) 21-31; N.Bulst, Untersuchung der Klosterreformen Wilhelms von Dijon (962-1031). Bonn 1973. ロドルフス・グラーベルによるギョームの伝記は、N.Bulst, J.France and P.Reynolds (ed. and transl.), Rodulfus Glaber Opera. Oxford 1989, 254-99 に収録。
- (19) リシャール・ド・サン・ヴァンヌについては、E.Sackur, *Die Cluniacenser*…,
- (A) E.Sabbe, "Notes sur la réforme de Richard de Saint-Vannes dans les Pays-Bas",

  \*Revue belge de philologie et d'histoire 7(1928) 551-70; id., La réforme clunisienne

  \*dans le comté de Flandre au début du M siècle", ibid., 9(1930) 121-38.
- ( 21) A.Wagner, op.cit., 196-98
- (22) *Ibid.*, 198
- (A) J.Wollasch(Hg.), Synopse der cluniacensischen Necrologien. München 1982, Bd.2,

- Wilelmus (1 Januar); Richardus (14 Juni)
- (24) K.Hallinger, *Gorze-Kluny*..., 280-316.
- (名) H.Bloch (Hg.), "Das Necrolog des Klosters S.Vanne", Jahrbuch der Gesellschaft für lothringische Geschichte und Altertumskunde 14(1902) 136: Poppo abbas (25 Januar).
- (2) A.Wagner, op. cit., 276-77, 282-86.
- (%) M.Parisse, "Introduction", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), op.cit., 19-23;

  L.Donnat, "Recherches sur l' influence de Fleury au X° siècle", dans: Études
- ligériennes d'histoire et d'archéologie médiévales: Mémoires et exposés présentés à la semaine d'études médiévales de Saint-Beno ît-sur-Loire du 3 au 10 juillet
- 1969 et publiés sous la direction de René Louis, Auxerre 1975, 165-74.
- (\varphi) A.Davril, "Un coutumier de Fleury du début du XI siècle", Revue Bénédictine 76 (1966) 351-54; id., "Un moine de Fleury aux environs de l'an Mil: Thierry, dit

d'Amorbach", dans: Études ligérienne..., 97-104

- ( $\Im$ ) A.Donnat, "Vie et coutume monastique dans la Vita de Jean de Gorze", M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), op.cit., 159-82; A.Davril, "Points de contact entre la Vita Johannis Gorziensis et les Consuetudines Floriacenses Antiquiores", dans: ibid., 183-92.
- (😞) A. Wagner, op. cit., 223-77.
- (31) 基本的文献は、J.Semmler, Die Klosterreform von Siegburg. Ihre Ausbreitung

und ihr Reformprogramm im 11. und 12. Jahrhundert. Bonn 1959

- $(\mathfrak{S})$  K.Hallinger, Gorze-Kluny..., 392-416.
- (33) A.Wagner, *op.cit.*, 66-74
- (34) *Ibid.*, 71-72.
- S) Ibid., 271-75

## ゴルズの周年記念禱名簿

れている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっていたのは修道院長と修道士の名前である。ただし三月二十一日を境に記載方法が変化しており、これ以後周年記念禱名簿に記載されたのはもっぱら修道院長と修道士の名前である。ただし三月二十一日を境に記載方法が変化しており、これ以後周年記念禱名簿に記載されたのはもっぱら修道院長名になる。Bでは聖俗貴顕の名前に関心が示さのはもっぱら修道院長名になる。Bでは聖俗貴顕の名前に関心が示されている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。したがって両記念禱名簿は相互補足的な関係にあるといっれている。

とって最も利用価値が高いといわねばならない(第一表参照)。とって最も利用価値が高いといわねばならない(第一表参照)。とって最も利用価値が高いといわねばならない(第一表参照)。とって最も利用価値が高いといわねばならない(第一表参照)。

卿は例外的にその名が記帳されたジャン・ド・ロレーヌ(一五五〇年 在俗聖職者は四十五名をかぞえる。このうち二名が枢機卿、二十二 名が司教である。枢機卿の一人はテトゥイヌス(テオドウィヌス) 国から選任されたただ一人の枢機卿会メンバーであった。彼は当時帝 国から選任されたただ一人の枢機卿会メンバーであった。彼は当時帝 は子を伝えている。言語と習慣がフランク人と異なるので「彼は野蛮 様子を伝えている。言語と習慣がフランク人と異なるので「彼は野蛮 様子を伝えている。言語と習慣がフランク人と異なるので「彼は野蛮 がいるので、後は当時帝 は子を伝えている。言語と習慣がフランク人と異なるので「彼は野蛮 がっていた」《barbarus habebatur》という。もう一人の枢機 がっていた」《barbarus habebatur》という。もう一人の枢機 がっていた」《barbarus habebatur》という。もう一人の枢機 がっていた」《barbarus habebatur》という。もう一人の枢機

į

身分構成月	修道院長	支 院 長	修 道 士	助修士	在俗聖職者	俗人	その他(*2)	総 数
1	13	5	94 (48)	14	4	16	0	146
2	16	1	76 (37)	12	5	22	1	133
$3(\sim\!20)$	19	1	54 (33)	10	6	26	3	119
小 (%)	48 (12.1)	7 (1.7)	224 (118) (56.3)	36 (9.0)	15 (3.8)	64 (16.1)	4 (1.0)	398 (100)
$3(21\!\sim)$	3	1	0	0	1	1	1	7
4	10	1	2	1	3	6	0	23
5	7	2	3	1	3	8	0	24
6	8	4	0	0	3	16	0	31
7	3	1	3	0	4	9	0	20
8	6	0	1	0	3	4	0	14
9	9	2	2	1	3	10	0	27
10	11	1	1	0	3	10	0	26
11	11	0	1	3	2	13	1	31
12	5	0	0	0	5	13	0	23
小 計	73	12	13	6	30	90	2	226
合 計 (%)	121 (19.4)	19 (3.0)	237 (38.0)	42 (6.7)	45 (7.2)	154 (24.7)	6 (1.0)	624 (100)

※1 括弧内は司祭修道士

monialis, heremita, magister, sanctimonialis, dominicanus, ancilla de Domo Dei などを含む。

ランス、カンブレ、ウトレヒト、

る際に注意を要する点であろう。

ムス、ハルバーシュタット、

シャルトル司教の名がみられる。

シャル ウォ

シャロン・スュル・マルヌ、

ル

ロタリンギア外の司教のなかには、

載されていないのである。我々が周年記念禱名簿を資料として利用す

過半数の司教の名は周年記念禱名簿に記

教の私有修道院であったが、

記念禱名簿に登載された司教は四割にもみたない。ゴルズはメッス司

二二四年)に総数二十三名がメッス司教に就任したが、このうち周年

トル司教は著名な教会法学者イヴ(一一一六年没)であった。

他の

在

俗聖職者二十一名の内訳は、聖堂参事会員 canonicus十四名、司祭pres-

を占め、うち九名がメッス司教である。

四百五十六年間(七六八一一

長職を兼任した。二十二名の司教のうちロタリンギアの司教は十四名

司教座)を保有した上に、臨時管理の名目でゴルズやクリュニーの院

ギーズ家出身の彼は多数の高位聖職禄

(三大司教座と八

没

である。

道士で他院の修道院長に就任した者 聖職者については詳細は不明である。 くを占めている。このうち修道院長には、 修道院長・支院長・修道士・助修士 (助修女) ゴルズ修道院長、

biter二名、聖職者clericus五名である。聖堂参事会員の殆どすべてがメ スの聖ステファヌス教会(司教座教会)の参事会員であった。司祭 (monachus istius monasterii et の名は全体の七割近 ゴ ルズ修

abbas [S.Arnulphi] などと表示される)、およびゴルズと祈禱兄弟盟約

- 図 周年記念禱名簿からみたゴルズの改革圏

Gembloux St.Maximin **∡** Fécamp Mt-St-Michel Marne ゴルズ ゴルズ修道士が院長に就任した修道院 Δ ゴルズと祈祷兄弟盟約を結んだ修道院 △ Dijon (M.Parisse,Le nécrologe de Gorze…, pp. 15, 18より作成)

ティ ニ ユ と親密な関係を保持していた。すなわちメッスのサン・ 名が確認される。 フレデリック一世妃ベアトリクス、 全部で七名が記載されている。すべてロタリンギア公・公妃である。 王妃は十一名をかぞえる。 方向に向 る修道院の多くはセーヌ・マルヌ川以北、 ォリアン、グランディエール、 のサン・テーヴル、 伯が大半を占めるが 俗人は総数百五十四名が記載されている。 -ズ 川 の地方伯も多数顔をだす。彼らはゴルズへの寄進者、 エの諸院がこれである。 タルヌール、サン・ヴァンサン、 アデルヘイディス (オットー一世妃)、アグネス (ハインリヒニ の名が記念されていることからも明らかであろう。公・公妃は オットー一世、二世、三世、マティルディス(ハインリ 以南、 かったことが資料から読みとれる ライン川以西に分布しており、 伯 ・伯妃は二十六名をかぞえる。 サン・マンスュイ、 リュ ゴルズとザクセン・ザリエ クサンブール、 ゴルズの周年記念禱名簿で言及されて サン・タヴォル 低地ロタリンギア公ゴドフロワの サン・ オワーズ、 スノー 第一 アルデンヌ、 このうち皇帝・皇妃・ クレマン、 改革は北部および東部 ドの諸修道院、 図参照) ヌ、 ロタリンギア出 ル サンブル川以東 モワイアンム サン・ 朝の親密な関 マルタン、 支院の建設 シャンパ トウ サンフ ヒ 王 世 サ

を結んで特別親しい関係にあった修道院長等が含まれる。

Ó

司教区のうち、

ゴルズはとくにメッスとトゥー

ル

両

|教区の修道院

口

タリンギ

民と推定されるが、人物の特定は困難である。 出かし有力な伯は別として、大半の伯はその人物の特定が難しい。騎 しかし有力な伯は別として、大半の伯はその人物の特定が難しい。騎 しかし有力な伯は別として、大半の伯はその人物の特定が難しい。騎

ず修道院長・支院長・修道士の総数二百七十九名のうち、 記載された修道士二百二十四名のうち、 響下におかれたことを裏書きするものだ。 向を示しており、 修道士の登載例が少ないのと対照的である。これは明らかに改革の方 士が二名記載されていることだ。つまりクリュニー系修道士は全修道 注目すべきは、 士およびゴルズ出身者は百五十四名(五十五パーセント)をかぞえる。 をもう少し詳細に検討することによって興味深い事実が判明する。 資料的に最も利用価値が高いことに着目した。この期間の記念禱名簿 た一月一日から三月二十日に至るおよそ三ヶ月間の周年記念禱名簿が (monachus et sacerdos と表示される) 我々は先に聖俗貴顕の名に留まらず、一般の修道士名までも記載し 割以上を占めている。クリュニーの周年記念禱名簿にはゴルズ サン・ベニーニュ修道士が二十九名、クリュニー修道 ゴルズが十一世紀以降、 は百十八名をかぞえる。 クリュニー修道制の強い影 第二に、 司祭に叙階された修道士 周年記念禱名簿に ゴルズ修道 つまり ま

になる。 を設定している。彼らのための特別の記念禱は "officium pro eo"と表 彼らはゴルズ修道士の記念禱にあずかるために、 問題であったといってよい。 半数以上(五十三パーセント) 高いことは注目されよう。 リュニーの記念禱名簿と比較するとき、登載者に占める俗人の比率が モディウス、十分の一税、 額を毎年支払うことが取決められた。このほかにブドウ酒一ないし数 ソリドゥスとまちまちである。 示された。金納の場合が多く、その額は二、四、 俗人の三分の二以上は身分的表示を伴わないゴルズ近在の住民であり 童は言うまでもなく夭折した養育修道士である。 conversa》や奉献児童《puer》も少なからず記載されている。奉献児 ゴルズ修道制においても同様であり、ベネディクト修道制に共通する った。修道士の聖職者化はクリュニー修道制に固有の現象ではなくて 士は総数百二十八名をかぞえ、全修道士の実に六割近くが聖職者であ subdiaconus》が四名である。したがって副助祭以上に叙階された修道 《monachus et levita》が六名、「修道士にして副助祭」《monachus et される途上にあった修道士も少なくない。「修道士にしてレヴィタ」 第五に、 ゴルズの周年記念禱名簿の大きな特徴は司教座聖堂 自有地の一部を寄進したケースもある。 記念禱名簿は次第に寄進帳をも兼ねるよう 第三に、 の修道士が司祭であった。 周年記念のミサの謝礼として、この金 助修士 (助修女)《conversus, 五、十、二十、四十 しばしば一定の基金 第四に、六十四名の 司祭に叙階

のように免属問題をめぐって争った形跡はみとめられない。関係はいたって親密であり、クリュニーとマコン司教座聖堂参事会員のルダンの司教座聖堂参事会員であった。ゴルズとメッスの参事会員の員であり、このうち十名はメッスの司教座聖堂参事会員、一名はヴェ

ば、 を促したといえよう。 祭であった。また八七四年のカルタには二十四名の修道士が副署して 士の六~七割が司祭であった。カロリング期になると、贖罪は修道士 品級の修道士は僅か一名にすぎない。九世紀半ばすぎにはゴルズ修道 いる。このうち十七名が司祭、 ルタには十六名の副署人の名が記載されているが、このうち十名は司 に具体的な比率を割り出すことが可能である。たとえば八四九年のカ るプレカリア契約文書の副署人の構成を検討することによって、 司祭に叙階されていたことを確認したが、『証書集』に収録されてい 祈りと犠牲による代替が可能になり、 我々は周年記念禱名簿の分析を通して、ゴルズ修道士の半数以上が 修道士は主日、 五〇〇年頃の作成になる『師の戒律』 (Regula Magistri) 死者のためのミサの増加は、 祝日以外の日にミサにあずかることはなかった。 修道院は本来、 四名が助祭、二名が副助祭であり、 俗人修道士の共同体から出発し 煉獄の魂のための代禱の需要 必然的に修道士の聖職者化 によれ さら 無

> 十五パーセントに達し、このうち二十七パーセントが司祭であった。 うち司祭は四十パーセントを占めた。 修道士の聖職者化に拍車をかけたのはカロリング朝の典礼改革であっ 九世紀すぎには修道院で毎日二つのミサを捧げることが習慣になった。 長の同意を得てミサを執行した。六世紀にはミサは日課として定着し 一部の修道士は助祭ないし司祭に叙階されて(第六十二条)、修道院 出された。在俗司祭を修道院に受け入れることが認められ(第六十条) なされており、司祭修道士の共同体に向けての決定的な第一歩が踏み Sancti Benedicti)になると、修道院でミサを執行できるように配慮が ところが六世紀半ばに作成された『聖ベネディクトの戒律』(Regula 彼らは最寄りの小教区教会で催されるミサ聖祭に出席したのである。 ったと思われる。 おそらく生涯を通じて俗人として留まった修道士はきわめて少数であ 数は急増している。前者では七十四パーセントが聖職者であり、 道院では、九世紀第二・三半期になると聖職者に叙階された修道士の たとえばパリのサン・ジェルマン・デ・プレおよびサン・ドニ修 後者でも叙階された修道士は六

がこれである。三部祈禱は贖罪詩篇(詩篇第六、三十一、三十七、五アヌのベネディクト以来、修道院に導入された三部祈禱(trina oratio)『ヨハネス伝』にはこの点についての示唆がみられる。たとえばアニアニアヌのベネディクトの典礼改革は追加禱務の増大をもたらした。

二つの部分からなる。これが三部祈禱と呼ばれたのは、 脇祭壇の増加、 それぞれ死せる者、 サレム詣での詩篇は、その頌読の目的に応じて三つに分類されたから + 影響をうけたすべての修道院に共通してみられたのであり、 送と盟約修道院相互の祈禱交流は、 は毎水曜日に私誦ミサを捧げたという。生死者のための典礼の発達、 のちにサン・タルヌール修道院長になったゴルズ修道士アンステウス 司祭修道士はしばしば私誦ミサを捧げた。『ヨハネス伝』によれば、 道院ではすでに毎日二回共同体ミサが執行されていたが、このほかに 十九~百五十篇)を唱えた。 サレム詣での詩篇を唱えた。夏期には十五篇、冬期には三十篇(第百 た。これが終わると彼らは内陣席に行き、ここで再びひそかにイェル 壇を一巡し」《circa altaria genua flectere》黙想しつつ贖罪詩篇を唱え ある。『ヨハネス伝』では、夜課前の三部祈禱《orationes noctu ternae》 である。 日三回歌われたからであり(夜課前、 、の言及がみられる。 百一、 (Gradualpsalmen) (詩篇第百十九-百三十三の十五篇) の密誦の 死者のため、 百二十九、 修道士の聖職者化、 恩顧者、 修道士たちはまず祭壇を訪問し「膝をまげて祭 恩顧者のため、そして全キリスト教徒のためで 百四十二篇の七篇) 夏期には五篇ずつ、冬期には十篇ずつが 全信徒のために捧げられたのである。修 死亡通知状 アニアヌのベネディクトの改革の 一時課前後、終課後)、イェル の密誦とイェルサレム詣で 《epistola obitus》の発 贖罪詩篇は一 この点で

はクリュニーとゴルズとのあいだに本質的な相違はなかったといって

よい。

析禱兄弟盟約が結ばれていたメッスの修道院のうちサン・タルヌール、サン・クレマン両院はゴルズととくに親密な関係にあった。九八ル、サン・クレマン両院はゴルズととくに親密な関係にあった。九八ル、サン・クレマン両院はゴルズととくに親密な関係にあった。九八ル、サン・クレマン両院はゴルズととくに親密な関係にあった。九八のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであろう。ロタリンギアにおいても十二世紀前半にはシトー会の新のであるう。ロタリンギアにおいても一世紀前半にはシトー会の新のであるう。

- (-) A.Molinier, Les obituaires français au moyen âge. Paris 1890, 214(n°303).
- (2) Bはすでに刊行されている。cf. Ch.Aimond, "Le Nécrologe de l'abbaye de

Gorze", Bulletin mensuel de la société d'archéologie lorraine 14(1914) 76-85

- $(\infty)$  M.Parisse, Le nécrologe de Gorze. Contribution à l'histoire monastique. Nancy
- (4) B.Zenker, Die Mitglieder des Kardinalkollegiums von 1130 bis 1159. Würzburg

1964, 26-28

1971.

ゴ

- (15) John of Salisbury, Historia Pontificalis(ed. M.Chibnall). Oxford 1986, 55.
- 科学』第三十三巻第一号(二〇〇二年)五二ー五三頁。(6) 関口武彦「クリュニー修道会の制度化とその解体」『山形大学紀要・社会
- (F) Otto I Caesar, 7.V (973); Otto II Imperator, 7. XI (983); Otto II Imperator, 23. I (1003); Mathildis regina, 14. II (968); Adelheidis imperatrix, 16, XI (999); Agnes imperatrix, 14. XI (1077).
- (8) この問題を詳細に論じたのは次の二書である。O.Nussbaum, Kloster, Priestermönch und Privatmesse. Bonn 1961; A.A.Häussling, Mönchskonvent und Eucharistiefeier. Eine Studie über die Messe in der abendländischen Klosterliturgie des frühen Mittelalters und zur Geschichte der Messhäufigkeit. Münster 1973.
- ( $\circ$ ) CAG, n° 52 (a° 849) 94.
- (<u>a</u>) CAG, n° 71 (a° 874) 130.
- (二) A.A.Häussling, op.cit., 150ff.; J.Nightingale, "Beyond the narrative sources:
   Gorze's charters, 934-1000 AD", dans: M.Parisse et O.G.Oexle(éd.), op.cit., 91-103; A.Angenendt, "Die Liturgie in der Vita des Johannes von Gorze", dans:
   ibid., 193-210.
- (\(\text{\tin}}}}}}}} \ext{\texicl{\text{\texi}}}}}}}}}} \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}}}}}}}}} \exiting}} \ext{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\texi}}}}}}}}} \ext{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\
- (3) O.Nussbaum, op.cit., 124-32.

- (≅) O.G.Oexle, Forschungen zu monastischen und geistlichen Gemeinschaften im westfränkischen Bereich. M\u00fcnchen 1978, 110-11.
- 第二十八巻第二号(一九九八年)三-一二頁。(15) 関口武彦「クリュニーの設立をめぐる諸問題」『山形大学紀要・社会科学』
- (16) Vita Iohannis Abbatis..., c.81(pp.359-60).
- (17) *Ibid.*, c.68(p.356).
- Arnoul, de Saint-Clement)の原本は焼失したが、二十世紀初頭に参事会員ブール(R.S.Bour)がたまたま手写していた名簿が今に伝えられている。私はマイクロフィルムで入手した当資料を利用した。
- (△) M.Parisse, "Les chanoines réguliers en Lorraine. Fondations, expansion (X<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècles)", Annales de l'Est 20(1968) 347-88.

### ゴルズ――その後――

めてゴルズを聖座の保護の下においた(一一〇五・二・六)。「あなた司教の絆が弛み始めるのもこの頃からである。パスカリス二世ははじ期には教皇派と皇帝派の司教が互いに入り乱れて争い、一体誰が正統期には教皇派と皇帝派の司教が互いに入り乱れて争い、一体誰が正統期には教皇派と皇帝派の司教が互いに入り乱れて争い、一体誰が正統

司教枢機卿に任命して、ゴルズと教皇権の直属関係を強化した。司教枢機卿に任命して、ゴルズと教皇権の直属関係を強化した。司教枢機卿に任命して、ゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をは修道院の監視塔の中に設けられたサン・ミッシェル礼拝堂を、彼らは修道院の監視塔の中に設けられたサン・ミッシェル礼拝堂を、彼らは修道院の監視塔の中に設けられたサン・ミッシェル礼拝堂を、彼らの要請で当地を訪れたアルバーノの司教枢機卿リカルドゥスに聖別させている。司教修道院ゴルズの終焉である。インノケンティウス二世せている。司教修道院ゴルズの終焉である。インノケンティウス二世をゴルズの特権を確認し、これを聖座の保護の下においたが、前述したように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をたように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をたように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をたように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をたように同教皇はゴルズ修道院長テトゥイヌス(テオドウィヌス)をが立ている。司教修道院長アトゥイヌス(テオドウィヌス)をが、おいるので、我々はあなたの懇願に心より同意を与え、ゴルズ修道院を強化した。

れている。ヨハネス二十二世がメッス司教に任命したドフィネの貴族権の下で、ゴルズは多大の財政支援と犠牲を強いられたからである。権の下で、ゴルズは多大の財政支援と犠牲を強いられたからである。権はゴルズ修道院長の手を離れて教皇に帰属し、教皇はここに臨時管権はゴルズ修道院長の手を離れて教皇に帰属し、教皇はここに臨時管権立性が強かったメッス司教座の聖職者も教皇の直接叙任権下におか独立性が強かったメッス司教座の聖職者も教皇の直接叙任権下におかれている。ヨハネス二十二世がメッス司教に任命したドフィネの貴族

要求はさすがに却下されはしたが、 は、 当した。ゴルズ修道院長の自由選挙は失われ、 修道院長の納付額よりも高額であった。これに教皇家臣団と枢機卿家 と枢機卿とのあいだで折半された。ゴルズの税額はメッス教区のどの ョン期にゴルズに課された税額は千五百グルデンであり、これが教皇 た新院長は、教皇庁にたいして年収のおよそ三分の一に相当する通常 院長の分裂選挙を機に修道院への教皇権の干渉は一段と強化され、ク 代理が司教区の統治を代行したからである。 ついには辞任する者があいついだ。大シスマ期には修道士の数が激減 院長のなかには通常確認税を支払うことができないために破門され、 は四対一)。その額は通常確認税の十分の一(百五十グルデン)に相 臣団に支払われる小確認税(servitia minuta) 確認税(servitia communia)の納付を義務づけられている。アヴィニ って教皇の直接叙任下におかれるにいたった。教皇によって任命され レメンス六世以後、ゴルズ修道院長のポストも教皇留保権の発動によ に任命されても、教区の行政が支障をきたしたわけではない。 アンリ・ドーファンは二十歳をすぎたばかりの若造であり、 ッサウの被選司教でもあった。聖職に叙階されたことのない者が司教 聖務日課の免除を教皇庁に申請するまでになった。 ゴルズ修道院長ジャック・ド・ラヴォー 人的にも物的にもゴルズの破局が 十四世紀にはゴルズ修道 が加算された(配分比率 (在位一四二〇一二一) 教皇に任命された修道 修道院離脱の すでにパ 司教総

切迫していることは、もはや誰の目にも明らかな事実であった。

- (1) 叙任権闘争期のメッス司教座の歴史については、H.T.de Morembert(éd.),
- (21) 'Quia igitur dilectio tua, ad sedis apostolice portum confugiens, ejus tuitionem devotione debita requisivit, nos supplicationi tue clementer annuimus, et Gorziense monasterium, cui, Deo auctore, presides, cum omnibus ad ipsum pertinentibus subtutela apostolice sedis excipimus, : CAG, n°143(6 février 1105) p.251.

- (α) CAG, n° 144(a° 1106) pp.253-54.
- (4) CAG, n° 152(a° 1130) pp.270-72.
- (5) 十三世紀以後のゴルズの歴史については、ショースィエ、ラーガーの前掲書のほかに次の二論文が参考になる。N.Reimann, "Beitrag zur Geschichte des Klosters Gorze im Spätmittelalter(1270-1387)", Mitteilungen zur Geschichte des Benediktinerordens 80(1970) 337-89; K.Hallinger, "Zur Rechtsgeschichte der Abtei Gorze bei Metz (vor 750-1572)", Zeitschrift für Kirchengeschichte 83 (1972) 325-50.
- (G) N.Reimann, *ibid.*, 343-51.
- (~) K.Hallinger, "Zur Rechtsgeschichte...", 344.
- ( $\infty$ ) J.C.Lager, Die Abtei Gorze..., 569ff.; F.Chaussier, L'abbaye de Gorze..., 283 et

seqq.

### La réforme de Gorze et le nécrologe

### SEKIGUCHI Takehiko

(Section d'histoire, Faculté de Pédagogie)

Les réformes messine, touloise et tréviroise (Gorze, Saint-Evre et Saint-Maximin) furent contemporaines et se sont faites en étroit interaction. L'année 934 vit donc dans toute la Lotharingie le démarrage simultané d'un mouvement favorable à la vie bénédictine en différents centres, et dans ce cas il est erroné de vouloir attribuer à l'un une antériorité, aux autres une position de dépendance ou de filiation.

Gorze est dynamique au X° siècle. Au début du XI° siècle, la situation change profondément. Peut-être juge l'évêque de Metz que Gorze a besoin d'un sang neuf du extérieur. La prise de contact de l'abbaye lorraine avec les coutumes de Cluny se fait par l'intermédiaire de l'abbé de Saint-Bénigne de Dijon, Guillaume de Volpiano. On ne saurait minimiser l'importance de ce changement. Le nécrologe de Gorze en donnant le nom de moines lorrains devenus abbés dans les monastères allemands d'une part, en suggérant la part de Saint-Bénigne d'autre part, laisse entendre en réalité qu'il y eut une interpénétration étroite des divers mouvements. Saint-Arnoul, Gorze (diocèse Metz), Saint-Evre, Saint-Mansuy et Moyenmoutier (diocèse Toul) furent donc marquées par l'influence clunisienne. Vingt-neuf moines de Saint-Bénigne et deux moines de Cluny sont nommés dans le nécrologe de Gorze.

Quoique l'influence de Gorze dans l'Empire au XI° siècle soit plus limitèe que ne le croyait K.Hallinger, des traits distinctifs se précisent. Moins dirigiste que Richard de Saint-Vanne ou Poppon de Stavelot, sans parler de Cluny, Gorze laisse une grande autonomie à ses anciens moines devenus abbés. Les liens entre Gorze et les abbayes ayant reçu des moines de Gorze pour abbé ne sont jamais des liens de sujétion ni même de conformité des coutumes, comme le pensait K.Hallinger. Rien n'est imposé et la souplesse de ce système, qui explique son succès, est aussi source de faiblesse.